特　記　仕　様　書

（仕様書の添付省略）

第1条　安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県建設部発行土木工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

（施工条件の明示）

第2条　下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目		明示事項		制約条件等			
Ⅰ	工法関係	□	工法指定	工法			
				指定理由			
Ⅱ	工程関係	□	関連工事	工事内容			
				発注機関			
				請負者			
				施工予定期間			
		□	施工の制限	施工内容			
				時期・時間			
				施工方法			
				工事の抑制期間			
Ⅲ	用地関係	□	補償物件撤去まで着工制限	区間			
				着工予定時期			
		□	借地	場所			
				時期・時間			
				使用条件			
				復旧方法			
				借地料			
Ⅳ	公害関係 環境対策関係	■	公害防止のための指定	施工方法	鋼矢板打込引抜,既製コンクリート杭打ほか		
				建設機械・設備	低騒音・低振動型・排出ガス対策型建設機械の使用		
				作業時間等	作業時間帯　午前9時から午後5時までとする		
		□	水替･流入防止施設濁水･湧水処理対策	施設の内容			
				設置期間・処理条件			
		□	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分			
				調査時期・方法			
				調査範囲			
				調査項目			
		□	六価クロム溶出試験	対象工種・工法			
				試験実施段階・検体数			
Ⅴ	安全対策関係	□	鉄道等の近接作業制限	近接する施設			
				施工方法			
				作業時間制限			
		□	交通誘導員等の配置	配置人員		作業時間帯	
				交替要員		期間	
				有資格者配置			
Ⅵ	工事用道路関係	■	一般道路(搬入路)の使用制限	搬入経路指定	工事車両の進入･退出経路は場内北側出入口を使用すること。		
				時間帯制限	使用時間帯　午前9時から午後5時までとする		
		□	一般道路の占用	片側･全面･時間制限			
Ⅶ	工事用道路関係	□	仮道路の設置	安全施設等の設置内容		安全施設等の期間	
				工事終了後の処置		維持補修の内容	
Ⅷ	仮設備関係	■	仮設物の指定又は一部指定	工種	鋼矢板Ⅲ型（任意仮設）,足場（任意仮設）		
		□	仮設物の引渡し･引継ぎ	仮設物の内容			
				期間・時期・条件			
		■	仮設備の構造等	仮設備の構造	軽量鋼矢板		
				施工方法・設計条件	掘削深H=1.5m以上の掘削時に使用		
Ⅸ	建設副産物関係	■	建設発生土の利用	搬入元	現場内利用	数量	2,718 m3
				土質区分	良質土	運搬距離	
				土質改良		仮置	
		■	建設発生土の搬出	搬出先	重要管路整備工事現場	数量	5,412 m^3
				土質区分	良質土	運搬距離	L=9.5Km
				土壌調査		その他	
		■	建設廃棄物の処理	廃棄物の種類	コンクリート殻	数量	29 m^3
				処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L＝ 5.5 Km
				その他			
				廃棄物の種類	アスファルト殻	数量	12 m^3
				処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L＝ 5.5 Km
				その他			

X	工事支障物等	□	占用支障物件	物件名			
				管理者（所有者）			
				支障物件の位置			
				移設時期			
				工事方法・保護方法			
		□	新設占用物件と重複工事	物件名			
XⅠ	薬液注入関係	□	施工、管理方法	工法区分		注入材料	
				注入量		施工範囲	
				その他			
XⅡ	その他	□	現場発生品	品名・規格等		数量	
				納入場所		運搬距離	
				再使用の有無			
		□	支給品及び貸与品	品名・規格等		数量	
				引渡場所			
		□	部分使用	使用箇所		使用時期	
				使用目的			

（予定週工程表の提出）
第3条　工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。
（使用機械の選定）
第4条　設計書に明示された機種及び規格（指定機械は除く）は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。
2　使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表－1の認定を受けた機械を使用すること。
（環境保全の配慮）
第5条　低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。
（建設リサイクル法）
第6条　請負契約金額100万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104条）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。
（コリンズの登録）
第7条　請負契約金額500万円以上の場合はコリンズ（CORINS）に適正に登録すること。
（リサイクル資材の活用）
第8条　使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。
（施工計画書）
第9条　請負者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
（履行報告）
第10条　請負者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。
（電子納品）
第11条　電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
（県産品の優先使用）
第12条　本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。
第13条　施工は「安城市水道工事設計要綱」を標準とし、疑問を生じた場合は、請負人の判断によることなく、監督員とよく打合せをすること。
第14条　砲金類は、鉛の含まれていないものを使用すること。
第15条　工事施工区間に占用物（下水道・ガス・NTT等）がある場合は、事前に占用者と立ち会いを行い、埋設位置・深さ等を把握すること。
第16条　本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適切に処理すること。
第17条　公共基準点付近で工事施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。
第18条　水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管について、「水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管施工講習」の受講者が施工すること。また受講証の写しを施工計画書に添付すること。
第19条　工事完了図面（しゅん工図、CAD図面）及び公道分切替台帳は、工事完了時に提出すること。
第20条　水道管の洗管は、水道工務課職員で行うため、日程・通水方法について事前に打ち合わせをすること。
第21条　水道管布設替え等に伴い石綿管を撤去する場合は「石綿障害予防規則」を遵守すること。
第22条　本工事により知り得た個人情報は他に漏らさないこと。
第23条　他の関連工事がある場合は調整を十分に行い、工事を円滑に進めること。
第24条　原則として道路使用許可申請書は請負者が申請し、許可書の原本は工事現場にて携帯すること。
第25条　工事の施工前に行う境界の確認及び境界杭の移動（逃げ、戻し）については、地権者立ち会いの下で行うこととし、筆界については、杭の有無に係わらず施工前及び施工後の写真（位置の確認が出来るもの）を完了時に提出するものとする。
第26条　契約書添付の設計図はA3縮小版としてある。

北部浄水場新１号配水池築造工事

特記仕様書

安城市上下水道部水道工務課

土木工事　特記仕様書

第１章　総　　則

第１節　一般事項

1.1.1 概　要

本特記仕様は、北部浄水場新１号配水池築造工事のうち、配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、監督員の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 適用範囲

(1) 本特記仕様書は、本工事の施工に関する特有な仕様事項を示すものであり、共通的な事項については、工事標準仕様書（愛知県企業庁、愛知県建設部）及び水道工事標準仕様書等の規定に準ずるものとする。

(2) 本工事の施工に当っては、契約手続完了後、監督員に設計図書等を速かに提出して協議し、この結果と本特記仕様書をもって工事標準仕様書及び水道工事標準仕様書に優先するものとする。

1.1.3 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規　格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管

④ 溶接材料　　JIS Z 3321　溶接用ステンレス鋼棒及びﾜｲﾔ
　　JIS Z 3323　ステンレス鋼アーク溶接用ﾌﾗｯｸｽ入りﾜｲﾔ

⑤ コンクリート

設計強度は、材令 28 日の強度として次の値を基準とする。

鉄筋コンクリート　δ_{28}=24N/mm^2

無筋コンクリート　δ_{28}=18N/mm^2

躯体コンクリート	24-8-25N
無筋コンクリート	18-8-40BB
勾配コンクリート	18-8-40BB
管支持台コンクリート	18-8-25BB

(2) 指針

水道施設設計指針（(社)日本水道協会）

水道施設耐震工法指針（(社)日本水道協会）

建築基準法施行令　・　国土交通省告示

鋼構造設計規準（(社)日本建築学会）

建築設備耐震設計・施工指針（(財)日本建築センター）

1.1.4 施工適用

(1) 配水池本体築造工

(ｱ) 基礎(下部)工	コンクリート基礎。杭基礎
(ｲ) 内張工	コンクリート内面部に SUS 鋼板を据付け、全溶接及び不動態化処理。
(ｳ) 壁版工	全溶接及び不動態化処理。
(ｴ) 屋根版工	〃
(ｵ) 内部補強工	補強材組立。
(ｶ) 付帯工	タラップ・マンホール・通気口・内部配管・手摺等の取付。

1.1.5 施工責務

本工事の施工にあたっては、受注者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.6 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は受注者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

1.1.7 質　疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.8 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.9 使用機材

(1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。

(2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.10 提出書類及び図面

受注者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書　類

(ｱ) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）

(ｲ) 工事工程計画書

(2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）

(3) 図　面

(ｱ) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）

(ｲ) 各種配管、据付施工図面

(ｳ) その他監督員の指示する図面

1.1.11 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.12 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.13 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、受注者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は受注者の負担とする。

1.1.14 工事に関する報告

受注者は工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1.1.15 保　証

工事完成引渡し後、施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。なお、保証期間は契約書のとおりとする。

1.1.16 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1.1.17 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

(ｱ) 完成図　　サイズ・部数は協議の上決定

(ｲ) 工事写真、完成写真　　部数は協議の上決定

1.1.18 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を尊守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りのさいは、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

1.1.19 作業時間

作業時間は原則として、午前 9 時から、午後 5 時までとする。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に監督者と協議し許可を受けること。

第２節　　共 通 事 項

1.2.1 構造・材料

(1) 本体及び架台

(ｱ) 上部屋根壁部の版構造は、ステンレス板をプレスで成形した部材を溶接にて接合し、組立てたものとする。

(ｲ) 下部内張部の材料は、ステンレス板の端部に穴加工したものを使用し、アンカーにてコンクリート面に据付ける。

(ｳ) 下部内張部の溶接はステンレス板同士の重ね溶接とし、全溶接構造とする。

(ｴ) 配水池の材質は、屋根及び上部側は、SUS329J4L とし下部内張部は SUS304 とする。

(ｵ) 配水池の補強は、内部補強方式とし、屋根版と壁版は、各々リブ構造の補強で構成するもので、すべて溶接とする。

(ｶ) 水槽内部の気相部に使用する補強材は SUS329J4L とし、液相部に使用する補強材は SUS304 とする。

(2) 付属施設

(ｱ) 池内の配管材質はステンレス製とし、貫通部は溶接する。
弁室内の配管材質は、内外面共ナイロンコーティング（メーカー規格）とし、JIS G 3452-88(SGP)等に準拠する。
場内配管は、ダクタイル鋳鉄製 NS 形及び K 形とする。

(ｲ) 内タラップは、SUS329J4L・SUS304、外タラップは SUS304 とする。

(ｳ) マンホールは SUS329J4L とし、かぶせ蓋型の施錠式とする。

(ｴ) 本工事に使用する仕切弁等の弁類のほか、弁類の開閉台の仕様については、次のとおりとする。

1)　制水弁

イ 形状寸法等は、設計図に示すとおりとする。

ロ 弁箱及び弁体の材質は、すべてFCD製又はこれと同等以上のものとする。

ハ 規格は、JWWA B 2062 もしくは JWWA B 138 に準ずるものする。

ニ 弁の内面は、紛体塗装とする。

設置に先立ち、監督員の確認を得ておかなければならない。

2) ボルト･ナット

フランジ接手部に使用するボルト･ナットの材質は、すべてSUS304 規格品とする。

1.2.2 施　工

(1) 一般土工事

(ｱ)掘削工は、原則として施工基面迄機械掘削とし、施工基面を人力床均しとする。

(ｲ)機械掘削（構造物掘削及び附帯設備の掘削）は、ショベル系の掘削機械を単独に、あるいは組合せて使用するものとし、施工期間、施工時期に応じて必要にして充分なる機種と機数の土工機械を現場へ搬入するものとする。

これらの構造物等掘削の施工基面については、人力床均しを行うものとする。

又、アスファルト舗装工の掘削は、原則として、ショベル系の掘削機械で施工基面迄不陸がなきように掘削するものとする。但し、既設管掘削部は、一部人力掘削を併用する。

(ｳ) 構造物の埋戻工は、発生土による埋戻し（ショベル系又はブルドーザー系）を原則とし、特に構造物の壁体部、天端部等の埋戻し、又は突固めは充分注意して施工する。

(ｴ) 前記工事に当たって設計荷重以上の重機械類を構造物の壁頂、天端部に乗り入れることを厳禁する。万一、重機械類を乗り入れ、構造物に支障が生じた場合は、受注者が責任をもって復旧しなければならない。又、これに要する費用は、受注者が負担するものとする。

(ｵ) 残土処分は、監督員の指示により処分するものとする。

(ｶ) 土工工事の着手に先立って、受注者は持込機械の機種、能力、機数とこれによる施工計画書を作成し、監督員の承認を得なくてはならない。

(2) コンクリート工事

(ｱ) 本工事に使用するコンクリートの品質は、JISA5308（レデーミクストコンクリート）に規定するものとする。

(ｲ) 本工事に使用するコンクリートについては、予め配合設計し試験練りを行い、現場配合の強度を確認しなければならない。又、工事期間中に使用変更を行う場合も同様とする。

(ｳ) 現場での打設コンクリートの品質管理は、50㎥以下程度を一単位として、サンプル（3ヶ）を作成し、監督員立ち合いのもとに標準養生及び現場養生の強度試験等を行い、この試験結果報告書を提出しなければならない。

(1) スランプ試験、空気量試験

(2) コンクリートの圧縮強度試験（１週、４週）

(3) その他指定する試験

(ｴ) コンクリート打設に当っては、この打設前に清掃し、型枠、鉄筋、鋼材の配置検査を受けなければならない。

(ｵ) コンクリート打設は、コンクリート標準示方書の同項に準拠し、均一且つ密なるコンクリートを打設しなければならない。

(ｶ) コンクリート打継目は、コンクリート標準示方書の同項に準拠して確実なる施工を行うものとする。この位置及び構造については、施工計画書等において事前に監督員の承認を得なければならない。

又、この鉛直方向打継目は、極力設けないように施工するものとする。

(ｷ) コンクリート養生は、コンクリート標準示方書の同項に準拠して施工するものとする。なお、寒中時のコンクリート打設においては、初期凍害を防止するように保温養生及び給熱養生を行って、設計基準強度を得なければならない。

(ｸ) 主要な鉄筋コンクリート構造物について、躯体に混和剤及び混和材を使用する場合には、監督員と協議の上決定する。又、工事の都合等で配合内容、示方内容を変更する場合には、必ず監督員の許可を得なければならない。但し、配合は監督員立ち合い検査を受けて、不均一にならないように充分工場において骨材等を一緒にミキシングする。

(2) 型枠及び支保工事

(ｱ) 型枠は、鋼製又は耐水ベニヤとし、監督員の承認を得たものを使用し、この締め付けは、ボルト又は棒鋼を用いて所定の強度と剛性を保つ様に組立てなければならない。

(ｲ) 型枠及び支保の設計と施工はコンクリート標準示方書に準拠し、安全且つ確実な施工を行うものとする。又、型枠及び支保工事はコンクリート打設の前に監督員の検査を受けなければならない。

(ｳ) 型枠及び支保の取り外しも、コンクリート標準示方書に準拠して行うものとする。
なお、この取り外しは、監督員にこの時期及び順序の承認を得た後、構造物に衝撃及び振動を与えないように、出来る限り静かに行わなければならない。

(3) 鉄筋工事

(ｱ) 鉄筋は、原則として JISG3112 に適合する鉄筋コンクリート用棒鋼で、異形棒鋼 SD345 及び SD295 を使用するものとする。

(ｲ) 鉄筋のピッチ及び被りは、承認図面に従い、誠実に配筋を行い、鉄筋の組立てが完了後、型枠組立て前に監督員の検査を受けなければならない。

(ｳ) 鉄筋工事は、コンクリート標準示方書に準拠し、確実に施工するものとする。

(ｴ) 鉄筋の継手は、原則として重ね継手とし、この継手長さは、設計図に示した長さを守らなければならない。

又、その他の継手については、監督員の指示に従わなければならない。

(ｵ) 別途関連工事の差し筋の組立てを必要とするときは、その都度監督員の指示に協力しなければならない。又、図面に明示していない部分について監督員が構造上必要と認めたときは用心鉄筋の挿入を命ずることがある。
なお、この場合の費用は原則として受注者の負担とする。

(ｶ) 鉄筋の保管は、受注者の責任において、十分なる配慮を行うものとする。

なお、この保管は、鉄筋加工後も十分注意することは当然であり、錆又は泥等の付着が著しい場合には、監督員は鉄筋の取替え又は付着物の除去等を命ずることがある。

(ｷ) 上記(ｵ)、(ｶ)の施工に従事する者は、経験を十分に有する者で、且つ経歴書を提出し、監督員の承認を受けた者でなければならない。

(4) ステンレス部材

(ｱ) ステンレス部材の現地組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(ｲ) ステンレス溶接部は不動態化処理（酸洗：ラスノン等）を行う。

第 2 章　配水池本体工

本工事の構造は、ステンレス部材を全溶接とするもので、コンクリート基礎に配水池を設置する。

(1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをＴＩＧ溶接により、組立てる。

溶接作業者は、ＪＩＳ　Ｚ　３８２１の試験に合格した者（ステンレス鋼溶接技術検定のうちティグ溶接者（TN-P））でなければならない。

(2) 形状寸法

(ｱ) 容　量	配水池 4200.0 m^3 ，県水受水池 252.0m^3	
(ｲ) 寸　法	全体	22.0×53.0×5.23H（下部内張 3.3H）
	配水池	22.0×53.0×5.23H
	県水受水池 1	4.0×8.3×5.23H
	県水受水池 2	3.9×4.0×5.23H
	県水受水池 3	3.9×4.0×5.23H
(ｳ) ＨＷＬ	+ 23.055	
(ｴ) ＬＷＬ	+ 19.055	
(ｵ) 県水受水池 WL	+23.355	
(ｶ) その他	設計図による。	

(3) 耐　震

設計基準水平震度　　Kh02＝0.6（3 種地盤）

(4) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼鈑及び鋼帯及び JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼鈑及び鋼帯による SUS329J4L､SUS304」　　板厚　1.5～6.0 mm

(5) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321　溶接用ステンレス鋼棒及びﾜｲﾔ，JIS Z 3323　ステンレス鋼アーク溶接用ﾌﾗｯｸｽ入りﾜｲﾔ」による。

第 3 章　配管工事

本工事は、配水池本体工事内の池内配管工事及び弁室内配管工事、場内配管工事に適用し、使用資材は、日本水道協会規格（JWWA）、日本工業規格（JIS）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）、日本水道鋼管協会規格（WSP）及び同等品以上、または各メーカー規格で日本水道協会等の検査を受けたものとする。

3.1.1 配管資材

池内配管　ステンレス鋼管(SUS304,SUS316,SUS329J4L)

弁室配管　内外面ナイロンコーティング鋼管

350A 以上　STPY t=7.9mm

300A 以下　SGP

場内配管　ダクタイル鋳鉄管 NS 形、K 形

内面塗装　エポキシ粉体樹脂塗装

埋設外面　合成樹脂塗装

3.1.2　弁類設備

本仕様書により購入する各種弁類は、送水管路上に設けるもので、十分な強度を有し、性能の良い、耐久力のあるものとする。

ア．構造及び材質

使用する材料は、すべて日本工業規格（ＪＩＳ）、日本水道協会（ＪWWA）に合格したものを用いるものとし、主要材質は別添仕様書のとおりとする。

イ．塗　　装

塗装を施す前に内外面のサビ、その他の付着物を十分に除去し、はけまたは吹き付け塗装をするものとする。

塗装面の仕上げは、塗装し、あわ、ふくれ、はく離、塗りだまり等の欠点があってはならない。

納入後、据付完了時再度塗装仕上げをするために、予備品として仕上塗料を下記により納品するものとする。

エポキシ樹脂粉体塗装用補修塗料	1	式
水道用液状エポキシ樹脂補修塗料	1	式
その他弁類塗装に合った補修塗料	1	式

ウ．一 般 事 項

(1) 納 入 期 限　　監督員、受注者と打合せ決定する期日とする。
　　納 入 場 所　　監督員の指定する場所とする。

(2) 納入者は契約後、次にあげる製作図を提出し、監督員の承認を得た後でなければ製作に着手してはならない。
・詳細外形図、構造図、据付詳細図
・構造設計計算書
・各部材質を明記した図面
・保守事項を詳細に記載した書類

(3) 納入者は納入に先立ち、工場において次の検査を行ない、試験成績表を発注者に提出するものとする。
・材料試験、寸法、外観検査、塗装検査、水張試験
・機能試験
・その他、必要と認める検査及び試験

(4) 納入者は、現場搬入後ただちに発注者の全体的な検査を受け、合格後に引き渡すものとする。

(5) 納入品の据付は受注者が行なうが、据付に際しては納入者の費用負担をもって、技術指導を行なうものとする。

(6) 試運転は、据付後水密状態、その他各部の操作作動等の検査をするもので、その際発見した不良箇所は修理または取替等の補償をしなければならない。

(7) 運転開始後、１年以内に特別の理由なくして故障を生じたり、欠陥が発見された場合は、納入者の費用をもって、修理及び取替等の補償をしなければならない。

(8) 本仕様書に明示されていない点及び疑義は、すべて監督員の解釈によるものとする。

エ．個別仕様

(1)県水受水池流量調整弁

県水受水池の流入前の弁室内に設置、流入量をコントロールすることを目的とする。

1）形　　式　　：流量調整バタフライ弁
2）口　　径　　：φ500 ㎜
3）数　　量　　：１　基
4）流　　体　　：上　水
5）常用圧力　　：0.74Mpa
6）フランジ　　：JIS G 5527(7.5K)RF
7）操作方式　　：電動式
8）電動機　　：0.2kW（想定）
9）動力電源　　：AC200V 60Hz
10)制限電源　　：AC100V 60Hz
11)開度発信器　　：ポテンショメータ
12)水圧条件

最大流量　1,900m3/時
最小流量　　500m3/時
上流側配水池（広域調整池）
HWL+33.10m
LWL+30.10m
バルブにかかる最大差圧 0.092MPa
最小差圧 0.021MPa
※閉止時は、２次側にあるバルブを流用する。

第４章　検査

第１節　　材 料 の 検 査

(1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
(2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
(3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS･JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第２節　　中 間・完 成 検 査

中間・完成検査は、本市工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、受注者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが受注者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

第３節　　他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。

第５章　特記事項

1.　工事全般

(1)浄水場において工事に従事するときは、特に衛生面に注意し、次の事項を遵守しなければならない。ただし、囲障等により浄水又は浄水処理過程に係る施設への立入り禁止措置を講じた場合はこの限りでない。

ア　工事期間が１ヶ月以上にわたる場合、水道法第21条の規定に基づく健康診断を行い、消火器系伝染病原菌者(Ｏ－157、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス含む)でないことを証明する試験検査証明書等(上記名目記載のこと)を提出(写し可)しなければならない。有効期間は6ヶ月とする。

イ　浄水場内で作業を行う場合は作業者名簿を提出し、承諾を得なければならない。

ウ　作業は、劇毒物、油類、汚水等で、水道水等に汚染が生じないように注意しなければならない。

(2)　工事現場事務所、現場作業所及び工事用道路等の借地については、全て受注者の責任において行うものとする。

電気設備工事　特記仕様書

第１章　一般事項

１．適用範囲

本仕様書は、北部浄水場新１号配水池築造工事に適用する。

２．適用場所

安城市浜屋町地内

３．規則および適用規格

本工事に当っては、本特記仕様書、設計図書および下記に示す規格、法に基づかなければならない。

（1）JIS　（日本工業規格）
（2）JWWA（日本水道協会規格）
（3）JEC　（電気規格調査会標準規格）
（4）JEM　（日本電機工業会標準規格）
（5）機械、電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部編）
（6）電気設備の技術基準
（7）労働安全衛生規格
（8）高圧ガス保安法
（9）労働基準法
（10）建設リサイクル法
（11）その他関係諸法規

尚、上記に特に定められていない事項については全て監督員の指示によるものとする。

４．施　　工

受注者は、前記３．の規則および適用規格に従って誠実に施工するものとし、明示されていない場合及び設計図書に相違がある場合は全て監督員の指示により施工するものとする。

５．手　　続

受注者は、関係諸官庁に対する一切の手続を行うと共に、常に密接な連絡を保ち運転開始に支障のないようにしなければならない。特に所轄消防との連絡は密に行うこと。

また、これに必要な経費は全て受注者の負担とする。

６．変更の範囲

本工事の施工上必要があれば実施工事図を提出し、監督員の承認を得て変更することができる。

７．主任技術者

受注者は、工事契約後すみやかに主任技術者および現場代理人を届なければならない。

８．試　　験

本工事に当っては、原則として監督員立合いのもとで機器外観寸法検査、性能試験等を行い合格後、搬入据付工事、試験運転調整を行うものとする。

尚、各試験および試運転調整に必要な材料・水・電気･油･薬品等は一切受注者が負担するものとする。

９．提出図書

本工事について受注者は、契約後すみやかに担当技術者を派遣し、本仕様書および図面に基づいて設計製作に関する詳細な打合せを行い、下記の関係図書を提出すること。

尚、部数、提出期限及び提出ルートは別途打合せにより決定する。

A.　承認図

（ア）　機器基礎図
（イ）　機器外形図、詳細図、結線図
（ウ）　機器据付図、配線図
（エ）　配管詳細図
（オ）　その他監督員の指示するもの

B.　その他提出図書

（ア）　維持管理に必要な操作説明書
（イ）　各種機器試験成績表
（ウ）　各機器取扱説明書
（エ）　完成図（竣工図）
（オ）　その他監督員の指示するもの

１０．材料の保管

本工事竣工までの機器、材料の保管の責任は全て受注者にあるものとする。

１１．軽微なる変更

本工事施工中に構造物、機器設備等の関係でおこる機器の位置、配管、配線路の軽微なる変更は請負金額に増減なく受注者の負担で施工すること。

１２．保証期間

本工事における設備、機器の保証期間は契約書のとおりとする。

１３．運転指導

受注者は工事対象物の設備について、監督員が指定する時期及び指定する期間、その取扱いについて実施指導を行うものとする。

１４．別途工事

受注者は工事対象物以外に取合いの関係で別途工事が発生する場合、その別途工事業者との連絡を密にとるものとし、必要な場合は監督員を交えた３者で打合せを行ない、仕様を決定するものとする。

第２章　配水池設備

１．概　要

本設備は、北部浄水場新１号配水池築造工事の電気設備を行うものである。

２．設備機器仕様

（１）排水処理設備盤機能増設

数　　量　　１式

機能増設内容　新設する１号配水池動力制御盤へ電源を供給するため、配線用遮断器（3P MCCB 100AF）の増設を行う。

その他必要なもの　１式

（２）１号配水池動力制御盤

数　　量　　１面

形　　式　　屋内自立形

寸　　法　　図面を参考とし、承諾図にて決定する

材　　質　　鋼板製

盤内収納機器

配線用遮断器（3P 100AF）	１台
配線用遮断器（2P 50AF）	５台
ELCB（3P 50AF）	７台
可逆回路（200V 0.25kW 用,THR 付）	１組
非可逆回路（200V 1.5kW 用,2E 付）	４組
非可逆回路（200V 0.25kW 用,2E 付）	２組
盤内照明	１式
その他必要なもの	１式

盤面取付機器

名 称 板	１式
パイロットランプ	２個
その他必要なもの	１式

（３）１号緊急遮断弁盤

数　　量　　１面

形　　式　　屋外自立形

寸　　法　　図面を参考とし、承諾図にて決定する

材　　質　　鋼板製

盤内収納機器

配線用遮断器（3P 50AF）	2台
配線用遮断器（2P 50AF）	1台
双投式ナイフスイッチ	2台
サーキットプロテクタ	3台
インバータ装置	1式
蓄電池	1式
単相変圧器（500VA　220V/100V）	2台
不足電圧継電器	1台
盤内照明	1式
その他必要なもの	1式

盤面取付機器

名 称 板	1式
電流計	1台
電圧計	1台
緊急遮断弁開度指示計	1台
切換スイッチ（現場－中央）	1個
切換スイッチ（手動－自動）	1個
押釦スイッチ（緊急遮断）	1個
押釦スイッチ（閉）	1個
押釦スイッチ（停止）	1個
押釦スイッチ（開）	1個
押釦スイッチ（ランプテスト）	1個
押釦スイッチ（復帰）	1個
集合故障表示灯	1式
状態表示灯	1式
その他必要なもの	1式

（4）県水流量調節弁現場操作盤

数　　量	1面
形　　式	屋外スタンド形
寸　　法	図面を参考とし、承諾図にて決定する
材　　質	鋼板製

盤内収納機器

端子台	1式
スペースヒータ	1式
その他必要なもの	1式

盤面取付機器

名 称 板	1式
県水受水流量指示計取付スペース	1式

県水受水池水位指示計取付スペース　１式
県水流量調節弁開度指示計取付スペース　１式
配水池水位指示計取付スペース　１式
切換スイッチ（現場－中央）　１個
切換スイッチ（手動－自動）　１個
操作スイッチ（停止－運転）　２個
操作スイッチ（閉－停止－開）　１個
押釦スイッチ（ランプテスト）　１個
集合故障表示灯　１式
状態表示灯　１式
その他必要なもの　１式

（５）配水池流出床排水ポンプ現場操作盤

数　量　１面
形　式　屋外スタンド形
寸　法　図面を参考とし、承諾図にて決定する
材　質　鋼板製

盤内収納機器

端子台　１式
スペースヒータ　１式
その他必要なもの　１式

盤面取付機器

名 称 板　１式
切換スイッチ（手動－自動）　１個
操作スイッチ（停止－運転）　２個
押釦スイッチ（ランプテスト）　１個
集合故障表示灯　１式
状態表示灯　１式
その他必要なもの　１式

（６）サンプリングポンプ現場操作盤

数　量　１面
形　式　屋内壁掛け形
寸　法　図面を参考とし、承諾図にて決定する
材　質　鋼板製

盤内収納機器

端子台　１式
スペースヒータ　１式
その他必要なもの　１式

盤面取付機器

名 称 板　１式
操作スイッチ（停止－運転）　２個

押釦スイッチ（ランプテスト）	1個
集合故障表示灯	1式
状態表示灯	1式
その他必要なもの	1式

（7）地震計盤・緊急遮断弁電源盤機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　新設する1号緊急遮断弁盤へ地震信号を供給するための信号取り出し、および集合故障窓の表示変更を行う。

その他必要なもの　1式

（8）県水受水流量

数　　量　　1組

機器構成

広角指示計	1台
アイソレータ	1台
アレスタ	1台
その他必要なもの	1式

特記事項　　県水受水量の計測信号は、既設計装ループより分岐し新設する県水流量調節弁現場操作盤に指示を行う。

（9）県水流量調節弁開度

数　　量　　1組

機器構成

広角指示計	1台
アレスタ	2台
その他必要なもの	1式

(10) 県水受水池水位

数　　量　　1組

機器構成

投込式水位計	1台
広角指示計	1台
警報設定器	1台
アレスタ	2台
その他必要なもの	1式

特記事項　　防波管の施工は、別途工事にて行う。

(11) 1号配水池水位

数　　量　　1組

機器構成

投込式水位計	1台
広角指示計	1台
警報設定器	1台
アレスタ	2台
その他必要なもの	1式

特記事項　　防波管の施工は、別途工事にて行う。

(12) 県水受水池濁度

数　　量　　1組

機器構成

濁度計（表面散乱光式）	1組
警報設定器	1台
アレスタ	1台
その他必要なもの	1式

(13) 県水受水池二次側残留塩素

数　　量　　1組

機器構成

残留塩素計（無試薬）	1台
アレスタ	2台
警報設定器	1個
その他必要なもの	1式

(14) 計装変換器盤機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　新設する1号配水池及び県水受水池ニ次側残留塩素の計装信号を取込むため、必要な機能増設を行う。

その他必要なもの　1式

(15) 電気・配水設備入出力装置盤機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　新設する1号配水池の各信号を取込むため、必要な機能増設を行う。

新設する1号緊急遮断弁の制御機能を追加する。

その他必要なもの　1式

(16) 取水・県水・ろ過・排水入出力装置盤機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　新設する県水流量調節弁の制御機能追加するため、機能増設を行う。

新設する1号配水池信号及び県水受水池二次側残留塩素信号を取込むための機能増設を行う。

既設次亜塩注入機制御にフィードバック制御機能およびフィードフォワード制御機能を追加し、制御切替え可能する。

新設する1号配水池動力制御盤よりの信号を伝送する機能を追加する。

新設する1号緊急遮断弁のポイントを追加する。

その他必要なもの　1式

(17) オペレータコンソール機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　1号配水池新設に伴い、画面変更など必要な機能増設を行う。

その他必要なもの　1式

(18) 帳票用マスターPC 機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　新設する1号配水池の各信号を取込み帳票の追加を行う。

その他必要なもの　1式

(19) 中央監視盤機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　新設する1号配水池の各信号を取込み、集合故障窓の表示変更を行う。

その他必要なもの　1式

(20) 音声応答装置機能増設

数　　量　　1式

機能増設内容　1号配水池及び1号緊急遮断弁信号を中央監視盤に伝送すると共に音声応答装置に出力する。

その他必要なもの　1式

(21) 中部・南部コンソール機能増設

数　　量　　１式

機能増設内容　１号配水池新設に伴い、画面変更など必要な機能増設を行う。

その他必要なもの　１式

３．配線工事

本配線工事は設計図に示すごとく、設備に付属する配線、管類、支持金具類(SUS 材の加工品)の一切を行うものとする。配線、管類用の開口は、躯体工事にてスリーブ設置を行うこととする。

４．工事区分

前記各機器、配管、配線（前記各機器間及び各機器と既設機器）、支持金具類の製作、据付工事、試運転調整及び既設設備撤去工事までの一切とする。

第3章　**雑　則**

１．本工事の受注者は、監督員の指示のもとに細部にわたり良心的かつ高度の技術をもって設計、製作、据付けに当り運転に際し、いささかも支障を生じないようにすること。

２．受注者は、本工事着工に当り関連業者と充分なる事前協議をなし、工事進捗に支障なきようにすること。

３．本工事の基礎、床盤内外その他のモルタル工事は、確実になし、かつ工事の疵跡を残さぬよう美麗に仕上げること。

　なお、各機器据付部のはつり作業を完全に行ない機器据付場所にはつりくずの残らないようにすること。また、盤内への粉塵の侵入を避け、万一侵入した場合には十分な清掃を行い、運転に支障のない物とすること。

４．設備の現場据付、調整に必要な材料および油等は、一切受注者にて、負担するものとする。

５．各機器の付属品は、本仕様書に明記なくとも、運転保守上当然必要なものは納入すること。

６．製造業者

本工事に使用する主要機器及び材料の製造業者は、監督員の承諾を得たものとする。

7. 施工条件

監視制御装置の機能増設については、既設設備製造者の補償を受けることができるものが行うこととする。

機械設備工事　特記仕様書

第１章　一般事項

１．適用範囲

本仕様書は、北部浄水場新１号配水池築造工事に適用する。

２．適用場所

安城市浜屋町地内

３．規則及び適用規格等

本工事に当っては、本特記仕様書、設計図書及び下記に示す規格、法に基づかなければならない。

① JIS （日本工業規格）
② JWWA　　（日本水道協会規格）
③ JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）
④ JEM　　（日本電機工業会標準規格）
⑤ 機械、電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部編）
⑥ その他関係法規

上記に特に定められていない事項については全て監督員の指示によるものとする。

４．施　　工

受注者は、前記.３の規則及び適用規格等に従って施工するものとし、明示されていない場合は全て監督員の指示により施工するものとする。

５．手　　続

受注者は、関係諸官庁に対する一切の手続を行うと共に、常に密接な連絡を保ち運転開始に支障の無いようにしなければならない。

又、これに必要な経費は全て受注者の負担とする。

６．変更の範囲

本工事の施工上必要があれば、実施工事図を提出し監督員の承認を得て変更することが出来る。

７．主任技術者

受注者は、工事契約後速やかに主任技術者及び現場代理人を届け出なければならない。

８．試　　験

本工事に当っては、原則として監督員立会いのもとで機器外観、寸法検査、性能試験等の工場立会検査を行い、合格後、搬入据付工事、試験運転調整を行うものとする。尚、各試験及び試運転調整に必要な材料、水、電気、油、薬品等は一切受注者が負担するものとする。

９．提出書類

本工事について受注者は、契約後速やかに担当技術者を派遣し、本仕様書及び図面に基づいて設計製作に関する詳細な打ち合わせを行い、下記の関係図書を提出すること。尚、部数、提出期限及び提出ルートは別途打ち合わせにより決定する。

A.承認図

① 機器基礎図
② 機器外形図、詳細図、結線図
③ 機器据付図
④ 配管詳細図
⑤ その他監督員の指示するもの

B.その他提出図書

① 維持管理に必要な操作説明書
② 各種機器試験成績表
③ 各機器取扱説明書
④ 完成図（竣工図）
⑤ その他監督員の指示するもの。

10. 材料の保管

本工事完成までの機器、材料の保管の責任は、全て受注者にあるものとする。

11. 軽微なる変更

本工事施工中に構造物、機器設備等の関係で起こる機器の位置、配置、配線路の軽微なる変更は請負金額に増減無く受注者の負担で施工する。

12. 保証期間

本工事における設備、機器の保証期間は、契約書のとおりとする。

第２章　配水池設備

１．概　要

本設備は、新設される県水受水池兼配水池の機械設備を行うものである。

２．工事範囲

１）３．設備機器仕様の製作据付工事

２）既設撤去工事

３）その他上記に伴う諸工事

３．設備機器仕様

（１）県水受水流出側　床排水ポンプ

型　　式	水中汚水ポンプ		
台　　数	２台		
仕　　様	φ65×0.47m3/min×5m×1.5kW×２台		
ポンプ材質	ケーシング	SUS 304	
	羽根車	合成樹脂	
	弁　　棒	SUS 416	
付 属 品	（ポンプ１台に対して）		
	水中ケーブル		１　式
	相フランジ		１　組
	その他必要なもの		１　式

（２）配水池流出側　床排水ポンプ

型　　式	水中汚水ポンプ		
台　　数	２台		
仕　　様	φ65×0.47m3/min×5m×1.5kW×２台		
ポンプ材質	ケーシング	SUS 304	
	羽根車	合成樹脂	
	弁　　棒	SUS 416	
付 属 品	（ポンプ１台に対して）		
	水中ケーブル		１　式
	相フランジ		１　組
	その他必要なもの		１　式

（3）県水受水流入側　サンプリングポンプ

1）台　　数	1 台
2）形　　式	片吸込渦巻ポンプ
3）参考口径	φ32
4）揚水量	0.1 m3/min
5）全揚程	4 m
6）回転数	1800 min^{-1}
7）電動機出力	0.25 kW
	三相　200V

（4）県水受水流出側　サンプリングポンプ

1）台　　数	1 台
2）形　　式	片吸込渦巻ポンプ
3）参考口径	φ32
4）揚水量	0.1 m3/min
5）全揚程	5 m
6）回転数	1800 min^{-1}
7）電動機出力	0.25 kW
	三相　200V

4．弁類

（1）手動ダイヤフラム弁

1）台　　数	4 台
2）材　　質	PVC/EPDM
3）形　　式	フランジ型
4）口　　径	15A
5）フランジ規格	JIS10K

（2）手動ダイヤフラム弁

1）台　　数	6 台
2）材　　質	PVC/EPDM
3）形　　式	フランジ型
4）口　　径	30A
5）フランジ規格	JIS10K

（3）逆止弁

1）台　　数　　2 台

2）材　　質　　PVC/EPDM

3）形　　式　　フランジ型

4）口　　径　　30A

5）フランジ規格 JIS10K

（4）背圧弁

1）台　　数　　1 台

2）材　　質　　PVC/EPDM

3）口　　径　　16A

4）フランジ規格 JIS10K

5．配管材料

（1）次亜塩注入配管

1）口　　径　　φ6×φ11

2）材　　質　　ブレードホース

6．鋼製加工品

（1）サンプリング手分析用流し台

1）材　　質　　ステンレス製（SUS304 同等品以上）

2）寸　　法　　600×450×800H

3）設置箇所　　既設水質計器室

（2）ステンレス製覆蓋

1）材　　質　　ステンレス製（SUS304 同等品以上）

2）寸　　法　　500×500×300H

3）設置箇所　　次亜注入点箇所

第３章　工事仕様

１．概要

本設備の工事は、基礎及び機器据付、配水ポンプ棟内配管工事の一切を行うものである。

２．基礎工事

1)ポンプ基礎

添付基礎図に示す通り、差筋は建築工事とし、その他のコンクリート、鉄筋、モルタル仕上を本工事とする。

2)弁類、配管支持、その他基礎

添付基礎図に示す通り、差筋は建築工事とし、その他のコンクリート、鉄筋、モルタル仕上を本工事とする。

３．据付工事

本仕様書記載の機器を図示上の位置に水平､垂直をだし堅固に取り付けること。

４．配管工事

本設備の配管は、添付図面の床排水管、サンプリング配管、次亜塩注入配管および弁類の一切を行うものである。

躯体貫通部配管は別途工事範囲であるが施工に際しては別途工事と工程､施工の調整を綿密に行うこと。

1)床排水管

配管用炭素鋼鋼管（SGP）	1	式

2)サンプリング配管

HIVP	1	式
保温材（ポリスチレンフォーム保温筒）	1	式

3)次亜塩注入配管

保護管（HIVE）	1	式
ブレードホース	1	式

第4章　**雑　則**

１．本工事の受注者は、監督員の指示のもとに細部にわたり良心的かつ高度の技術をもって設計、製作、据付けに当り運転に際し、いささかも支障を生じないようにすること。

２．受注者は、本工事着工に当り関連業者と充分なる事前協議をなし、工事進捗に支障なきようにすること。

３．本工事の基礎、床盤内外その他のモルタル工事は、確実になし、かつ工事の疵跡を残さぬよう美麗に仕上げること。

　なお、各機器据付部のはつり作業を完全に行ない機器据付場所にはつりくずの残らないようにすること。また、盤内への粉塵の侵入を避け、万一侵入した場合には十分な清掃を行い、運転に支障のない物とすること。

４．設備の現場据付、調整に必要な材料および油等は、一切受注者にて、負担するものとする。

５．各機器の付属品は、本仕様書に明記なくとも、運転保守上当然必要なものは納入すること。

６．製造業者

本工事に使用する主要機器及び材料の製造業者は、監督員の承諾を得たものとする。